全国統一防火標語
『「消したかな」あなたを守る 合言葉』

11月9日(火)から11月15日(月)までの7日間
秋季火災予防運動

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、全国一斉に火災予防運動が行われます。日ごろから「火の用心」を心がけ、かけがえのない生命、財産を火災から守りましょう。

みやま市では火災予防運動として次の行事を行います。

①消防本部・消防団合同消防演習
■日時　11月7日(日)　午前9時～
■場所　高田町田尻・海津地区一帯
※演習の安全な実施に皆さんのご協力をお願いします。

②消防車による防火広報パレード
■日時　11月7日(日)　午前11時頃～
※消防演習終了後に実施
■区域　みやま市全域

③防火巡回広報
消防車で、市内全域を巡回広報します。
■期間　11月9日(火)～15日(月)

④サイレン吹鳴
火災予防運動期間は、初日(11月9日)のみ午前7時と午後7時の2回、火災予防意識喚起のためサイレンを吹鳴します。
火災と間違われないよう、ご注意ください。

建物火災の出火原因の上位は天ぷら油です

なぜ天ぷら油火災は起きるのか!?

どのご家庭にもあるガスコンロを使用して、天ぷらなどの揚げ物を作ることはよくあります。しかし、その天ぷら油が原因で火災が起きています。しかも、毎年建物火災の出火原因の上位を占めています。

火災の原因

①過熱したまま調理場を離れる。

②他の家事をしていて火を消し忘れる。

過熱防止装置について

このような事故を防ぐため、コンロには過熱防止装置が備え付けられています。

過熱防止装置とは、鍋底の温度を検知し、設定温度以上になると自動消火する安全装置です。調理油の温度が約250～300度に達すると、ガスの経路が自動的に閉ざされ消火します。

それでは、なぜ天ぷら油火災は起きるのでしょうか。

ここで火災となる事例を紹介します。

①過熱防止装置が設置されていない側のバーナーで調理している。

この事例は、過熱防止装置が設置されている側のバーナーよりも、設置されていない側のバーナーの方の火力が強いなどの理由があげられます。

②過熱防止装置のセンサー部分が汚れている。

汚れのため温度センサーが感知できず、火災に至ることがあります。

最近の調理器具は、安全性の高いものばかりですが、使用方法を誤ると大事故に繋がります。取扱説明書をよく読み、機器の機能を充分に活用できるように心がけてください。

また、一番信用できるのは人間の目です。機器に頼りすぎず、その場から離れないことが一番大切です。

住宅用火災警報器の設置が大切な命や財産を守ります

取り付けましたか？住宅用火災警報器

消防法の改正により、すべての住宅、共同住宅などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

これにより新築住宅は平成18年6月から設置が義務付けられ、既存住宅についても、みやま市火災予防条例により、**平成21年6月1日**からすべての住宅に設置が義務付けられました。（期限が過ぎていますので、まだ設置していない方は早急に対応してください。）

まだ設置されていない方は、

①「火災から大切な家族を守るため」
②「自分自身の命を守るため」
③「地域の安心・安全を守るため」

早急に設置しましょう。

聴覚障がい者に配慮した住宅用火災警報器

住宅用火災警報器には、聴覚障がい者に配慮し、警報器自体の機能を高めたものや、補助警報器をとりつけるものなどがあります。

文字

光

振動

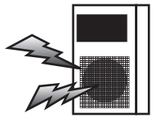
大音量

お手柄事例　　こんな時、住宅用火災警報器が役立った！

事例1　寝たばこから火災発生！

寝たばこにより火災が発生し、警報器が煙を感知しました。警報音で本人が目を覚まし、ふとんに水を掛けて消火したので、大事に至りませんでした。

事例2　天ぷら油が燃え出して！

天ぷら油を加熱したままその場を離れたため、鍋から火が上がり警報器がその煙を感知しました。警報音に気付いた居住者が初期消火と119番通報を行いました。

事例3　仏壇のろうそくの火が燃え移って！

2階居室で就寝していた男性は、1階にある祖母の部屋の警報器の音に気付き、1階におりると仏壇から炎が上がっているのを発見。水道水を掛けて消火しました。

このような事例は全国で多数報告されています。
火事の発見が早ければ被害を最小限度に抑えることができます。